

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・サイエンス
代表者名 代表取締役社長 品田 守敏
(コ-ド番号 5721 東・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 太田 洋三
(TEL 03 - 3216 - 6431)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社 87 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。その概要は下記のとおりであります。

記

1. 目的の変更

- (1) 事業の多角化に対応し、今後の事業展開に備え事業目的の追加と変更をするものです。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同 87 号、以下「整備法」という。)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり変更するものです。

整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされることから、それぞれその旨を明記するものです。

以上のほか、規定の新設及び削除に伴う条数の変更並びに会社法の規定に沿った形で表現できるように変更し、条文の移動並びに字句の整備を行うものです。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日(木)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は株式会社 エス・サイエンスと称し、 英文名をS Science Company, Ltd.とする。</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の製造販売 2. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の塩類ならびに化合物の製造販売 3. 特殊鋼、合金鉄および特殊合金の製造販売 4. 磁石・磁気素材の製造販売 5. 金属粉末の製造販売 6. 不動産の売買、賃貸、その仲介および鑑定ならびに不動産に関するコンサルタント業 7. 建築・土木に係る設計および工事管理ならびに測量・建設に係るコンサルタント業 8. 建築・土木工事の請負および施工ならびに建築・土木資材の販売 9. 不動産および不動産に関する権利または有価証券を担保とする金銭の貸付ならびにその他の金銭の貸付 10. 有価証券の投資および運用 11. 総合リース業 12. 建物設備の保守管理および清掃業 13. 農産物、水産物、畜産物、冷凍食品および加工食品の売買、保管ならびにその仲介 14. 有機系廃棄物の高速コンポスト処理設備の製造販売およびコンサルタント業 15. 有機系廃棄物の再生処理およびコンポストの販売 16. 金融全般ならびに営業に関わるコンサルタント業 17. 幼児、小学生、中学生、高校生等に対する学力養成および進学指導に関する学習塾の経営 18. 通信制高校在校生に対する学習指導および学校教育法施行令に基づく技能教育施設の運営受託業務 19. 英会話、一般教養、趣味等に関する文化教室の運営 20. <u>体力、精神力強化の為の野外施設を利用した青少年育成事業</u> 21. <u>教育用のコンピューターおよびその周辺機器、教材等の教育出版物の販売</u> 22. <u>コンピューター技術修得の教育ならびに訓練の受託業務</u> 	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社 エス・サイエンスと称し、 英文名をS Science Company, Ltd.とする。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 特殊鋼、合金鉄および特殊合金の販売 4. 磁石・磁気素材の販売 5. 金属粉末の販売 6. (現行どおり) 7. 建築・土木に係る設計および工事管理ならびに測量・建設に係るコンサルタント業 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) 13. (現行どおり) 14. (現行どおり) 15. (現行どおり) 16. (現行どおり) 17. 幼児、小学生、中学生、高校生等に対する学力養成および進学指導に関する学習塾の経営、<u>コンサルティングならびに情報提供サービス</u> 18. <u>通信教育全般</u>および通信制高校在校生に対する学習指導および学校教育法施行令に基づく技能教育施設の運営受託業務 19. 英会話、一般教養、趣味等に関する文化教室・<u>教養講座等の企画・立案・運営</u> 20. (削除) 21. (削除) 22. (削除)

現 行 定 款	変 更 案
23. <u>教育情報提供サービス業</u>	(削 除)
24. <u>視聴覚教育用のビデオソフトおよびコンピューターソフトの企画、開発、製作ならびに販売</u>	(削 除)
25. <u>模擬学力試験の実施</u>	20. <u>模擬学力試験の企画・立案・実施</u>
26. <u>外国人を対象とした日本語学校の経営</u>	21. (現 行 ど お り)
27. <u>学習塾等の開設に関するコンサルティング</u>	(削 除)
28. <u>学習塾講師および社員研修指導員の育成</u>	(削 除)
29. <u>介護業務に係わる介護支援専門員、ホームヘルパーならびに福祉用具選定相談員の養成業務</u>	(削 除)
30. <u>介護保険法による居宅介護支援事業</u>	(削 除)
31. <u>介護保険法による訪問介護の居宅サービス事業</u>	(削 除)
32. <u>フランチャイズチェーンシステムによる学習塾の指導・育成</u>	22. (現 行 ど お り)
33. <u>算数、数学、国語、英語、理科および社会科等の学習教材および参考書等の出版および販売業務</u>	(削 除)
34. <u>算数、数学、国語、英語、理科および社会科等の通信教育および学習教授</u>	(削 除)
35. <u>国家資格取得のための通信教育および学習教授</u>	(削 除)
36. <u>各種教養講座の企画・立案</u>	(削 除)
37. <u>各種文化教室の経営</u>	(削 除)
38. <u>生涯教育に関する各種セミナーおよびシンポジウム開催</u>	(削 除)
39. <u>人材育成のための教育事業ならびに関連出版物、ビデオテープ、録音テープ等の製作販売</u>	(削 除)
40. <u>コンピューターソフトウェアの開発および販売</u>	(削 除)
41. <u>印刷出版業</u>	23. (現 行 ど お り)
42. <u>広告代理店業</u>	24. (現 行 ど お り)
43. <u>特定労働者派遣事業</u>	25. (現 行 ど お り)
44. <u>旅行業法に基づく旅行業</u>	26. (現 行 ど お り)
45. <u>損害保険代理業</u>	27. (現 行 ど お り)
46. <u>生命保険の募集に関する業務</u>	28. (現 行 ど お り)
47. <u>飲食店の経営および旅館業</u>	29. <u>飲食業の仕入・販売ならびに飲食店の経営および旅館業</u>
48. <u>古物および骨董品に関する専門家養成教室の経営</u>	30. (現 行 ど お り)
49. <u>古物および骨董品の卸売および販売ならびに輸出入業務</u>	31. (現 行 ど お り)
50. <u>日用品雑貨、スポーツ用品の販売ならびに輸出入</u>	32. (現 行 ど お り)
51. <u>インターネットによる情報提供に関わる一切のサービス</u>	33. (現 行 ど お り)
52. <u>運送業</u>	34. (現 行 ど お り)
(新 設)	35. <u>自動車の排気ガス除去装置の製造販売</u>
(新 設)	36. <u>業務用アミューズメント機器のレンタルおよび販売ならびに開発</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>53.</u> 前各号に付帯する業務</p>	<p><u>37.</u> <u>遊戯施設(ゲームコーナー・パチンコ等)の設置および運営</u></p> <p><u>38.</u> <u>アスベスト除去ならびに廃棄に関する一切の業務</u></p> <p><u>39.</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条（本店および支店の所在地） 当社は本店を東京都千代田区におき、必要に応じ取締役会の決議をもって必要の地に工場ならびに営業所を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条（<u>会社の発行する株式の総数</u>） 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、12億株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第6条（<u>1単元の株式数および単元未満株券の不発行</u>） 当社の<u>1単元の数</u>は、1,000株とする。 当社の<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に<u>係わる株券</u>を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第3条（本店および支店の所在地） 当社は、<u>本店を東京都千代田区に置き、必要に応じ、</u>取締役会の決議をもって必要の地に工場ならびに営業所を置くことができる。</p> <p>第4条（<u>機関</u>） <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>第5条（公告方法） 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（<u>発行可能株式総数</u>） 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、12億株とする。</p> <p>第7条（<u>株券の発行</u>） 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>） 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 当社の<u>単元株式数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に<u>係る株券</u>を発行しない。</p> <p>第9条（<u>単元未満株式についての権利</u>） <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="459 100 608 134">(新 設)</p> <p data-bbox="236 331 831 741"> <u>第7条 (名義書換代理人)</u> 当社は株式につき名義書換代理人をおく。<u>名義書換代理人およびその事務取扱所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人のみこれを行う。</u> </p> <p data-bbox="236 824 831 1122"> <u>第8条 (株式取扱規定)</u> 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取りならびに住所、氏名、印鑑その他諸届出等株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規定による。</u> </p> <p data-bbox="236 1205 831 1693"> <u>第9条 (基準日)</u> 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> 前項のほか、2週間前に公告して、臨時に、基準日を定めることができる。 2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。 </p> <p data-bbox="236 1809 831 1957"> <u>第10条 (自己株式の取得)</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> </p>	<p data-bbox="853 100 1449 286"> <u>第10条 (単元未満株式の売渡請求)</u> 当社の株主は、<u>株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> </p> <p data-bbox="853 331 1449 779"> <u>第11条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、<u>株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> </p> <p data-bbox="853 824 1449 1160"> <u>第12条 (株式取扱規定)</u> 当社の発行する株券の種類<u>ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取りおよび売渡し、ならびに住所、氏名、印鑑その他の諸届出等株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規定による。</u> </p> <p data-bbox="853 1205 1449 1765"> <u>第13条 (基準日)</u> 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された<u>議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 前項のほか、2週間前に公告して、臨時に、基準日を定めることができる。 2 前項に定めるほか、<u>必要がある時は、</u>取締役会は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。 </p> <p data-bbox="853 1809 1449 1995"> <u>第14条 (自己の株式の取得)</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<p>第11条 (株主総会の招集) <u>定時株主総会は毎決算期より3ヶ月以内にこれを招集する。臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。</u></p>	<p>第15条 (株主総会の招集) <u>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p>
<p>第12条 (招集権者および議長) 株主総会は取締役会の決議に基づき、社長これを招集し、その議長となる。社長事故ある時は、社長の指名する他の取締役、または株主総会招集取締役会において指名決議された他の取締役がこれにかわる。</p>	<p>第16条 (現行第12条のとおり)</p>
<p>第13条 (総会の決議の方法) 総会の決議は法令または本定款に定めある場合を除く外、出席した株主の議決権の過半数でこれをなすものとする。 商法第343条に定める株主総会の特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもってこれをなすものとする。</u></p>	<p>第17条 (総会の決議の方法) 総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、<u>当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使を委任することができる。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。</u> 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
第4章 取締役、取締役会及び監査役、監査役会	第4章 取締役、取締役会および監査役、監査役会
<p>第15条 (取締役および監査役の数) <u>当社は取締役12名以内、監査役4名以内をおく。</u></p>	<p>第19条 (取締役および監査役の数) <u>当会社の取締役は、12名以内、監査役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第16条 (取締役および監査役の選任) 取締役および監査役の選任決議は<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が株主総会に出席することを要し、その議決権の過半数をもって行う取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第20条 (取締役および監査役の選任) 取締役および監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>第21条 (取締役会の決議の方法) <u>取締役の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u> <u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第22条 (取締役の解任方法) <u>取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。</u> 2. <u>前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもっておこなう。</u></p>
<p>第17条 (取締役および監査役の任期) 取締役および監査役の任期は、<u>就任後、取締役は2年内の、監査役は4年内の、それぞれ最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u> <u>退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>第23条 (取締役および監査役の任期) 取締役および監査役の任期は、<u>選任後、取締役は2年以内に、監査役は4年以内に、それぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第18条 (取締役会および監査役会) 取締役会および監査役会に関する事項は、それぞれ取締役会、監査役会の決議をもって別に定める取締役会規定、監査役会規定による。</p>	<p>第24条 (現行第18条のとおり)</p>
<p>第19条 (代表取締役) 会社を代表すべき取締役を取締役会の決議により<u>選任</u>する。</p>	<p>第25条 (代表取締役) 当会社を代表すべき取締役を取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p>
<p>第20条 (取締役および監査役の報酬) 取締役の報酬および退職慰労金と監査役の報酬および退職慰労金は区分して株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第26条 (取締役および監査役の報酬等) 取締役および監査役の報酬等は、<u>区分して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第22条 (監査役会の責任免除) <u>当社は、商法280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役会(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>第23条(営業年度) <u>当社の営業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わり、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第24条 (利益配当金) <u>利益配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。利益配当金は利息をつけない。</u></p> <p>第25条 (転換社債の転換と配当金等) <u>当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換の請求のなされた日の属する営業年度の始めに転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p>第27条 (取締役および監査役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第28条(会計監査人の責任免除) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第29条 (事業年度) <u>当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎事業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第30条 (剰余金の配当) <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。剰余金の配当には利息をつけない。</u></p> <p>第31条 (転換社債の転換と剰余金の配当等) <u>当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当の計算については、転換の請求のなされた日の属する事業年度の始めに転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>26</u>条（<u>配当金等の除斥期間</u>） 利益配当金またはその他の諸交付金はその支払確定日より3年経過したときは、会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>第<u>32</u>条（<u>剰余金の配当等の除斥期間</u>） 剰余金の配当またはその他の諸交付金はその支払確定日より3年経過したときは、<u>当</u>会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>